

# 教員免許状更新講習 予備講習

文部科学大臣認定（申請中）

国立沖縄青少年交流の家

今回実施する講習は、21年度から実施される「教員免許状更新講習」の試行事業です。この講習は「予備講習」とよばれ、受講し履修認定を受けた方は「予備講習履修証明書」が交付され、受講者が所定の手続きをとれば予備講習で受講した講習が本講習から免除されます。

- 趣 旨** 今、学校教育に求められている、自然体験・集団生活活動の指導力を高めるために、自然体験・集団生活活動の教育的意義や活動時の指導法、活動の様子の把握、安全確保の方法などを、実習や講義を通して学ぶ。
  - 主 催** 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立沖縄青少年交流の家
  - 後 援** 沖縄県教育委員会
  - 期日・場所** 平成21年1月10日(土)～1月12日(月) (2泊3日)  
国立沖縄青少年交流の家・海洋研修場(キャンプ場)
  - 対象・定員** 下記のすべての条件を満たす方 25人程度
    - ①教諭の普通免許状もしくは特別免許状を持っている方
    - ②現職の小・中学校教諭、高校の理科・体育科教諭  
教育委員会の指導主事、社会教育主事
    - ③平成23年3月31日が講習修了確認期限の方(生年月日が以下の方)  
S50年4月2日～51年4月1日生の方  
S40年4月2日～41年4月1日生の方  
S30年4月2日～31年4月1日生の方

※詳しくは別添資料「予備講習を受講される方へ」をご覧ください。
  - 内 容** 「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」(18時間)
    - ・学校教育における体験活動の意義
    - ・体験活動における安全管理
    - ・プログラムの立案
    - ・体験活動の指導法
    - ・自然体験活動の技術
- 21年度から実施される「教員免許状更新講習」では

  - ①「教職についての省察並びに子供の変化、教育政策の動向および学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」  
12時間(認定試験の時間を含む)
  - ②「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」  
18時間(認定試験の時間を含む)

を受講し履修認定されることが必要です。  
今回は②の18時間を予備講習として開設致します。  
※詳しくは別添資料「予備講習を受講される方へ」をご覧ください。
- 認定試験** 最終日に講習内容を元にした認定試験(筆記試験)を行います
  - 事前調査** 受講される方は事前・事後に簡単なアンケートにご協力ください。

## 9 研修日程

時刻	1日目【1月10日】	2日目【1月11日】	3日目【1月12日】
	6:30 7:30 8:00	起床・洗面・炊飯 朝のつどい 朝食	起床・洗面・炊飯 朝のつどい 朝食(軽食)
9:00	とまりん集合・受付 泊港出港(10:00) 渡嘉敷港着(11:10) バスで本館に移動 開講式(11:45)	講義・演習Ⅲ 「渡嘉敷の森と海を歩く」  バスでキャンプ場へ移動	実習Ⅳ「キャンプ撤収基礎」  「認定試験」(10:00～)
12:00	昼食	昼食(弁当)	昼食(弁当)
13:00	講義Ⅰ 「学校教育における 体験活動の意義」	実習Ⅰ「キャンプ設営基礎」  講義Ⅱ「安全管理の基礎」 講義・演習Ⅳ	ふり返り・まとめ 閉講式(14:30) バスで渡嘉敷港へ(14:45)
15:00	講義・演習Ⅰ 「プログラムの企画立案」	「安全管理の実際」 救急救命法	渡嘉敷港発(15:30)
17:00	夕べのつどい	実習Ⅱ「野外炊飯の基礎」	
18:00	夕食	実習Ⅲ	
19:00	講義・演習Ⅱ 「星座観察の技術と指導方 法」	「夜間プログラム運営基礎」 (ボンファイヤー等) 情報交換会(21:00～)	
22:00	就寝		

- 10 持ち物** 健康保険証(写し可)、筆記用具、洗面具(石鹸、シャワー、タオル等)、雨具、帽子、着替え(動きやすい服装・防寒着・靴等)、軍手、常備薬等  
※その他必要と思われるもの。

- 11 参加費** 6,000円(食費、シーツ等洗濯費用、保険料等)  
今回は予備講習のため受講料は徴収しません。  
参加費(必要経費)のみの徴収といたします。  
※情報交換会費として、別途1,000円が必要です。  
※往復のフェリーチケットは当日、各自でご購入ください。  
※当日、午前9時までに那覇市泊港(とまりん1階)に集合して下さい。当施設職員が案内します。

## 12 申し込み方法・問い合わせ

○電話で受付をします。受付後、速やかに「予備講習受講申込書」「事前課題意識調査票」を下記あてに郵送してください。

人数に達し次第受付を締め切らせて頂きます

- ・「開催要項」「予備講習受講申込書」「事前意識課題調査票」は  
<http://okinawa.niye.go.jp>からもダウンロードできます。
- ・受付は平成20年11月25日(火)より開始します。  
【郵送先】〒901-3595 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷2760番地  
国立沖縄青少年交流の家  
「予備講習担当」宛

【TEL】098-987-2306  
【FAX】098-987-2318

- ※ 先着順で受付致します。  
※ 申込み後、参加できなくなった場合は、速やかにご連絡ください。  
※ 住所・電話番号等の個人情報、当事業に係る業務に利用するものです。それ以外の目的で使用及び提供することはありません。  
※ 事業開催中に撮影した写真やビデオは、当機構や本所の事業に関する報告書、広報などに利用させて頂く場合があります。あらかじめご承知おきください。

平成20年度に予備講習を受講希望される皆様へ

文部科学省初等中等教育局教職員課

## **1. 予備講習の開設の目的について**

平成21年度から免許状更新講習を開設することを予定（検討）している大学等の一部においては、来年度からの質の高い多様な免許状更新講習の開設のために本年度に講習のプログラムの開発と検証、情報提供・講習開設・関係諸手続等の試行を行うこととしています。

これらの試行的に行われる講習のうちで文部科学大臣が指定したものを「予備講習」と称しています。

## **2. 予備講習の内容について**

予備講習の内容は、来年度から開設される免許状更新講習と同様に免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事項（別添参照）に関する最新の知識技能を修得させるものです。

## **3. 予備講習の開設に際してご協力いただける方について**

予備講習を実際に受講していただく方には、講習を開設する各大学等が、調査、アンケートなどの様々なご協力をお願いすることとなります。

予備講習の受講対象者は、講習を開設する各大学等が決めることとなりますが、一定の要件（下記の5を参照して下さい）を満たす現職教員等の方が、予備講習を受講し、履修認定を受けた場合には、平成21年4月1日から平成23年1月31日の間に大学等から発行される予備講習履修証明書を添えて免許管理者に申請することにより、免許状更新講習の受講の免除の認定を受けることができます。

※免許管理者とは、教員免許状を持っている者が教諭等である場合は、勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会です。

## **4. 予備講習の受講に際しての経費について**

予備講習は、

- ①文部科学省から委託を受けた大学等が文部科学省の必要とする視点、事項を踏まえて開設、試行を行うもの
  - ②開設する大学等が独自の視点から開設、試行を行うもの
- があります。

②の場合については、予備講習を開設する大学等が受講者に一定額の受講料をお願いすることがあります。

## 5. 予備講習を受講して免許状更新講習の受講免除の認定の申請を行うことができる方について

平成20年度に開設される予備講習を受講し、履修認定を受け、予備講習履修証明書を得心により、免許状更新講習の受講の免除の認定を受けることができる者は、以下の3点の要件を全て満たす方です。(予備講習受講時点のみならず、免除の認定の申請を行う時点でも要件を満たすことが必要です。)

- (1) 平成21年3月31日までに授与された教諭、養護教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状を持っている者であること。
- (2) 下記のいずれかの職にある者であること
  - ①国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含む。)
  - ②教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(指導主事、社会教育主事等)
  - ③地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者
- (3) 平成23年3月31日が最初の修了確認期限である者(平成23年3月31日時点で満35歳(昭和50年4月2日~昭和51年4月1日生まれ)、満45歳(昭和40年4月2日~昭和41年4月1日生まれ)、満55歳(昭和30年4月2日~昭和31年4月1日生まれ)の者)

※ただし、上記の(1)~(3)の全てを満たすもの下記の①~⑤のいずれかに該当する方は、予備講習を受講し、履修認定を受けなくても、平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許管理者に免許状更新講習の受講の免除の認定の申請を行うことにより、免除の認定を受けることができます。

- ①平成21年4月1日以降の申請の時点で校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者
- ②平成21年4月1日以降の申請の時点で教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(指導主事、社会教育主事等)
- ③平成21年4月1日から申請の時点までに免許状更新講習の講師となった者
- ④平成21年4月1日以降の申請の時点で地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者
- ⑤免許管理者が定める優秀教員表彰を平成13年度以降に受けた者

※平成20年度に受講した時点で上記の(2)①～③のいずれかの職にあって、30時間以上の予備講習を受講し、「予備講習履修証明書」を受け取った場合でも、平成21年4月以降の申請時点で上記の(2)①～③のいずれの職にもない場合は、免許状更新講習の受講免除の認定申請を行うことはできません。

また、「予備講習履修証明書」は、「免許状更新講習修了証明書」とは異なり、これにより更新講習修了確認を受けることはできません。

## **6. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の手続等について**

### **①免許状更新講習の受講免除の認定の申請期間、申請先**

○申請期間：平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間

○申請先：免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行ってください。

※免許管理者は、居住地や持っている教員免許状を授与された都道府県の教育委員会ではありませんのでご注意ください。

### **②申請に必要な書類、申請様式**

免除の申請に際して必要となる申請書類の様式・内容は、各都道府県教育委員会が本年度中に定める予定ですが、基本的には、免許状更新講習受講免除認定申請書に「予備講習履修証明書」を添付することとなる予定です。

### **【予備講習の履修形態に応じた申請例】**

例1：予備講習で「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する講習を30時間以上受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に「予備講習履修証明書」を添えて免許管理者に免除の認定申請を行い、免除の認定を受けることにより、免許状更新講習の受講免除がなされま

す。

例2：予備講習で「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」に関する講習(12時間以上)を受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許状更新講習として開設される「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する講習(18時間以上)を受講し、履修認定を受けた後、平成23年1月31日までに「予備講習履修証明書」及

び「免許状更新講習履修証明書」を添えて免許管理者に免除の認定申請を行い、免除の認定を受けることにより、免許状更新講習の受講免除がなされます。

例3：予備講習で「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する講習（6時間）を受講し、履修認定を受けた場合

→平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に免許状更新講習として開設される「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」に関する講習（12時間以上）及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する講習（12時間以上）を受講し、各講習の履修認定を受けた後、平成23年1月31日までに「予備講習履修証明書」及び各「免許状更新講習履修証明書」を添えて免許管理者に免除の認定申請を行い、免除の認定を受けることにより、免許状更新講習の受講免除がなされます。

※例えば、平成20年度に予備講習で「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する講習（6時間）を受講し、履修認定を受けただけでは、平成21年4月1日以降に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行うことはできませんのでご注意ください。

## 【免除の認定申請を行う方についての手続き等の流れ】

《平成20年度》

○各教諭等が、文部科学省、各大学等のホームページを確認の上、受講を希望する予備講習を選択し、受講申込書を取り寄せ、予備講習を開設する各大学等に受講を申し込みます。

予備講習は、平成21年度以降に開設される免許状更新講習と同様に、下記の①、②の双方又は①、②のいずれかを内容とするものが開設されます。

①「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」に関する事項（12時間以上）

②教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（18時間以上）

開設する大学によっては、①と②の双方を内容とする30時間の予備講習を開設する場合、①を内容とする12時間の予備講習を開設する場合、②を内容とする6時間、12時間、18時間のいずれかの予備講習を開設する場合があります。受講する場合の例としては下記のとおりであり、各自で受講する講習を選択し、複数の大学の講習を受講する場合には、各大学に受講を申し込むことが必要です。

例1：A大学が開設する30時間の講習（①を内容とするものを12時間、②を内容とするものを18時間教授する講習）を受講

例2：A大学が開設する12時間の講習（①を内容とする講習）を受講

B大学が開設する6時間の「教科の指導法に関する講習」（②を内容とする講習）を受講

C大学が開設する12時間の「教科の専門知識に関する講習」（②を内容とする講習）を受講

※「②教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項（18時間以上）」を内容とする講習の受講に当たっては、教諭の者は「教諭」を受講対象者としている講習、養護教諭の者は「養護教諭」を受講対象者としている講習を受講することが必要です。助教諭、講師、養護助教諭の者は、持っている免許状の種類、職を踏まえて、各自が判断により受講してください。

※予備講習を何時間履修するかは、各自の考え方等によるものであり、本年度中に必ず30時間以上受講し、履修認定を受けなければいけないものではありません。



○各大学等が受講者を決定します。

○各大学等は受講者に事前の課題意識調査を実施します。



○受講者は各大学等で予備講習を受講し、試験による成績審査により予備講習の履修認定を受けます。（試験結果によっては履修認定を受けることができないことがあります。）

○各大学等は受講者に事後評価アンケートを実施します。

○各大学等は履修認定された受講者に「予備講習履修証明書」を発行します。

《平成21・22年度》

○免許状更新講習の受講免除の認定の申請の時点で、下記の①～③のいずれかの職の者であることが必要です。

①国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含む。）

②教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等

に関する事務に従事している者(指導主事、社会教育主事等)

- ③地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者

※平成20年度に受講した時点で上記の①～③のいずれかの職にあつて、30時間以上の予備講習を受講し、「予備講習履修証明書」を受けとった場合でも、平成21年4月以降の申請時点で上記の①～③のいずれかの職にない場合は、免許状更新講習受講免除の認定の申請を行うことはできません。また、「予備講習履修証明書」は、「免許状更新講習修了証明書」とは異なり、これにより更新講習修了確認を受けることはできません。

- 各予備講習受講者は平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に「予備講習履修証明書」を添えて(予備講習を30時間以上履修していない者については、不足する時間分について平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に受講し、履修した免許状更新講習の履修証明書が必要。)、免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定を申請します。



- 申請を受けた免許管理者が免許状更新講習の受講免除を認定し、免除証明書を発行します。



- 認定を受けた方は、その修了確認期限(平成23年3月31日)までに更新講習修了確認を受けた者とみなされ、当該修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日(平成33年3月31日)が次回の修了確認期限となります。

(別添)

## 免許状更新講習の内容について

教員免許更新制の実施に伴って受講・修了認定を得ることが必要とされる30時間以上の免許状更新講習は、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされています。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題